

群馬大学医学部附属病院危機管理規程

平成 18 年 12 月 12 日 制定
改正 平成 28 年 11 月 8 日
平成 30 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、群馬大学医学部附属病院（以下「病院」という。）において発生する様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めることにより、病院の教職員、患者、臨床実習の学生及び近隣住民（以下「教職員等」という。）の安全確保を図るとともに、病院の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において「危機管理」とは、病院における危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応策及び危機収束時の事後対策等の総合的な取組をいう。

(危機管理の対象)

第 3 条 この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震及び台風等自然災害による被災者の受入れに伴う設備及び人員の不足に関する事象
- (2) 新型ウイルス感染及び生物テロ等による被災者の受入れに伴う設備及び人員の不足に関する事象
- (3) 重大な医療過誤及び院内感染等に関する事象
- (4) 小児連れ去り等に関する事象
- (5) 患者失踪に関する事象
- (6) 劇物及び麻薬の紛失等に関する事象
- (7) 労働災害等に関する事象
- (8) 教職員及び臨床実習の学生のハラスメント及び法令違反等に関する事象
- (9) 診療データの捏造等に関する事象
- (10) 教職員及び臨床実習の学生への不法行為に関する事象
- (11) 火災及び停電等に関する事象
- (12) コンピュータウイルス感染及び個人情報漏洩等に関する事象
- (13) その他組織的かつ迅速に対処することが必要と考えられる事象

(危機管理のための責務)

第 4 条 病院長は、病院における危機管理を統括する責任者であり、危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 副病院長及び病院長補佐は、病院長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければなら

ない。

3 教職員は、職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(病院長の責務)

第5条 病院長は、病院における危機管理体制の整備及び日常的な危機管理の充実を図らなければならない。

2 病院長は、法令及び関係する学内規則等に従い、教職員等が病院に起因する危機事象により災害等を被ることのないように、常に配慮しなければならない。

3 病院長は、危機管理に当たり、必要に応じて教職員等に対する情報提供等に努めるものとする。

第6条 病院長は、病院のみに係る危機事象であって、病院限りで対処することが適切と判断する場合は、その内容、対処方針及び対処状況等を学長に報告し、了解を得るものとし、必要に応じて病院に危機対策本部を設置するものとする。

2 病院長は、病院のみの危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し国立大学法人群馬大学危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）第11条に規定する危機対策本部の設置を申し出るものとする。

(危機事象に関する報告)

第7条 教職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに病院長に報告しなければならない。

2 病院長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知した場合は、直ちに当該危機事象の状況を確認し、学長及び危機管理規則第8条第1項に定める危機管理室に報告するとともに、対処方針を協議しなければならない。ただし、危機事象が情報ネットワーク・コンピューターシステムに関連するものである場合は、危機管理規則第8条第2項に定める組織に速やかに報告しなければならない。

3 教職員は、第1項の危機事象に限らず、緊急に対処すべき事案が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、直ちに最寄りの事務部に報告しなければならない。

(危機管理室の設置)

第8条 危機管理に関する業務、支援及び連絡調整等を行うため、危機管理室を置く。

(危機管理室の組織)

第9条 危機管理室に室長を置き、病院長をもって充て、危機管理室の業務を統括する。

2 危機管理室に室長補佐を置き、事務部長をもって充て、室長を補佐する。

3 危機管理室の事務は、総務課が行う。

(危機管理室の業務)

第10条 危機管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 危機管理に係わる情報の収集及び分析に関すること。

- (2) 危機管理体制及び危機管理システムの構築に関すること。
- (3) 危機管理に係わる学内組織との連絡調整に関すること。
- (4) 危機管理に係わる情報の教職員等への周知に関すること。
- (5) その他危機管理に関すること。

(危機対策本部)

第 11 条 病院長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事象に係わる危機対策本部を設置するものとする。

- 2 危機対策本部の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 本部長を置き、病院長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。
 - (2) 副本部長を置き、副病院長をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部員を置き、病院長が指名する者をもって充てる。
- 3 危機対策本部の事務は、総務課が行う。
- 4 危機対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機対策本部の権限)

第 12 条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

- 2 教職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 危機対策本部は、当該危機事象の対処に当たり、病院運営会議の審議の手続を省略することができる。
- 4 危機対策本部は、前項の規定により病院運営会議の審議の手続を省略した場合は、当該危機事象の対処後に病院運営会議に対処内容を報告しなければならない。

(本部長が不在の場合の措置)

第 13 条 本部長が出張等により不在の場合は、副本部長が、この規程に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

- 2 本部長及び副本部長が不在の場合は、病院長があらかじめ指名する者が、この規程に基づき、危機事象の対処に当たるものとする。

(雑 則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 8 日から施行し、平成 28 年 9 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。